

パートタイム労働者と労働保険

○労災保険

適用を除外されているもの及び暫定任意適用事業を除き、労働者を1人でも使用する事業は、強制適用事業となります。当然パートタイマーも加入が必要です。

農業の場合・・・常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林産業であって、次に掲げるものは、当分の間、暫定任意適用事業とされています。

- ① 農業の事業であっても、(1)一定の危険又は有害な作業を主として行う事業以外のもの
- ② 林業であって、(1)労働者を常時には使用せず、かつ(2)年間使用延労働者数が300人未満であるもの

労災の加入については労働時間、労働日数等に関係なく適用事業所であれば、パートタイマーでも加入することとなります。

○雇用保険

雇用保険の加入については、① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること ② 1年以上引き続き雇用されることが見込まれることにより加入できます。

① 所定労働時間

雇用契約書、雇入通知書等により明確に定められていると認められることが必要です。

② 1年以上の雇用期間の見込み

雇用期間の定めがない契約の場合や、1年契約のほか、1年未満の有期契約であっても、雇入れの目的、同様の契約で雇用されている他の労働者の状況などからみて、契約を1年以上にわたって反復更新することが見込まれる場合はこの要件に該当します。